

# Harmony通信 2016.10

vol.140

URL: <http://www.harmony-office.com/>  
mail: [info@harmony-office.com](mailto:info@harmony-office.com)  
tel:022-796-9231 fax:022-796-9232



## 「働き方改革」年度内に行動計画策定へ

9月27日、政府は「働き方改革実現会議」の初会合において、長時間労働の是正や同一労働同一賃金の実現等、計9項目について議論を進める方針を示しました。改革に関する包括的な実行計画を年度内に策定し、来年の通常国会への関連法案提出を目指します。

長時間労働の是正については三六協定の見直し、同一労働同一賃金についてはガイドラインの策定と根拠法の整備の検討が焦点となります。

〔関連リンク〕

働き方改革実現会議

検索

### 9つの項目とは…

- 1：同一労働同一賃金など非正規雇用の処遇改善
- 2：賃金引き上げと労働生産性の向上
- 3：時間外労働の上限規制の在り方など長時間労働の是正
- 4：雇用吸収力の高い産業への転職・再就職支援、人材育成、格差を固定化させない教育の問題
- 5：テレワーク、副業・兼業といった柔軟な働き方
- 6：働き方に中立的な社会保障制度・税制など女性・若者が活躍しやすい環境整備
- 7：高齢者の就業促進
- 8：病気の治療、そして子育て・介護と仕事の両立
- 9：外国人材の受入れの問題

門田より…

最低賃金の改定、業務改善助成金の拡充（生産性向上のための投資～システム、教育、コンサルティング等～と事業所内最低賃金の改定を組み合わせる投資費用に対する助成率に反映）、36協定の上限検討、キャリアアップ助成金等の見直し、育児・介護休業法/男女雇用機会均等法の改正、病気と就業の両立支援、事業所内保育所の助成管轄の変更等、挙がったメニューは今までにこの紙面でも触れてきた内容です。それらが制度として整備されたり、支援策が打ち出されたりして、この秋～冬は新たな取り組みが目白押しです。

Harmonyの新たな取り組みとしては、「多様な正社員就業規則」「パートの無期雇用化」の条文を整備しました。勤務地限定正社員、職務限定正社員、短時間正社員等といった言葉に定義をつけ、きちんと運用していけるようにしています。またパートタイム労働法にある正規登用へのルールに加え、現行の労働契約（短時間であれば短時間のまま）を維持した無期化を進める労働契約法の定めを整理しました。ご相談があればお声掛けください。

編集後記

10月になりました。衣替え過ぎても半袖をしまえない、そんな気温の高い日が続きましたが、朝夕の冷え込みから、仙台もそろそろ本格的な秋の訪れを感じるようになりました。今月の写真は、花鳥様撮影の京都・永観堂です。紅葉と青空と白壁のコントラストが見事です。うっとりします。

東北の紅葉は、これからが見頃です。有名なスポットが多々あるので、お出かけになる予定を立てられている方も多いかと思います。近年では、ライティング技術を駆使して、夜の紅葉を楽しめる場所が増えていきますね。県内では、松島の円通院が10/22からライトアップを始めるようです。幻想的な美しさを堪能できます。・・・とはいえ、日々忙しいと遠出もままなりません。実は事務所近くの勝山公園付近も紅葉最盛時は、黄色と赤に彩られ地元の秋を楽しめる「名所」となっています。日常で季節を感じるとホッとしますね。

## TOPIX

### 『有期契約労働者の円滑な無期転換のためのハンドブック』

厚生労働省はこのほど、労働契約法に基づく無期転換ルールの導入手順やポイント、導入事例などをまとめた『有期契約労働者の円滑な無期転換のためのハンドブック』を作成し、公表しました。このハンドブックは、無期転換の申し込みが本格化する2018年（平成30年）4月以降に向け、事業主や企業の人事労務担当者が無期転換ルールを導入する際の参考資料として作成されたものです。

ハンドブックではまず、無期転換ルールにまつわる基礎知識と転換によるメリットを紹介。制度導入手順については、有期社員のが就労実態の確認からスタートする4段階のステップに分けて解説し、巻末には自社に必要な取り組みを確認するチェックリストを設けるなど分かりやすさを意識した構成としています。



<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000138212.html>

### 「労働基準法改正案」臨時国会での審議入り見送り

9月政府・与党は、継続審議とされていた労働基準法改正案について臨時国会での審議入りを見送る方針を示しました。同法の改正については、来年の通常国会で、「同一労働同一賃金」等に関する関連法案の改正とまとめて審議する方向で検討が進められています。

…継続審議とされている項目

随分前に話題に…どうなったのかと  
思っていた方…まだ成立していません！

I 長時間労働抑制策・年次有給休暇取得促進策等

- (1) 中小企業における月60時間超の時間外労働に対する割増賃金の見直し・月60時間を超える時間外労働に係る割増賃金率（50%以上）について、中小企業への猶予措置を廃止する。（3年後実施）
- (2) 著しい長時間労働に対する助言指導を強化するための新設
- (3) 一定日数の年次有給休暇の確実な取得
- (4) 企業単位での労働時間等の設定改善に係る労使の取組促進

II 多様で柔軟な働き方の実現

- (1) フレックスタイム制の見直し
- (2) 企画業務型裁量労働制の見直し
- (3) 特定高度専門業務・成果型労働制（高度プロフェッショナル制度）の創設

## Harmony通信 2016.10

#発行：2016年10月10日

#編集・構成：合同会社Harmony

Harmony司法書士事務所

Harmony社会保険労務士事務所

Harmony行政書士事務所

住所：〒980-0011 仙台市青葉区上杉2-3-38 クラッセ上杉ビル4F

TEL:022-796-9231 FAX: 022-796-9232

URL : <http://www.harmony-office.com/>

mail : [info@harmony-office.com](mailto:info@harmony-office.com)

修日記 : <http://blog.goo.ne.jp/kadota-osamu/>

陽子日記 : <http://blog.goo.ne.jp/kadota-yoko/>